

豊後国大野荘の祭祀組織について

吉 良 国 光

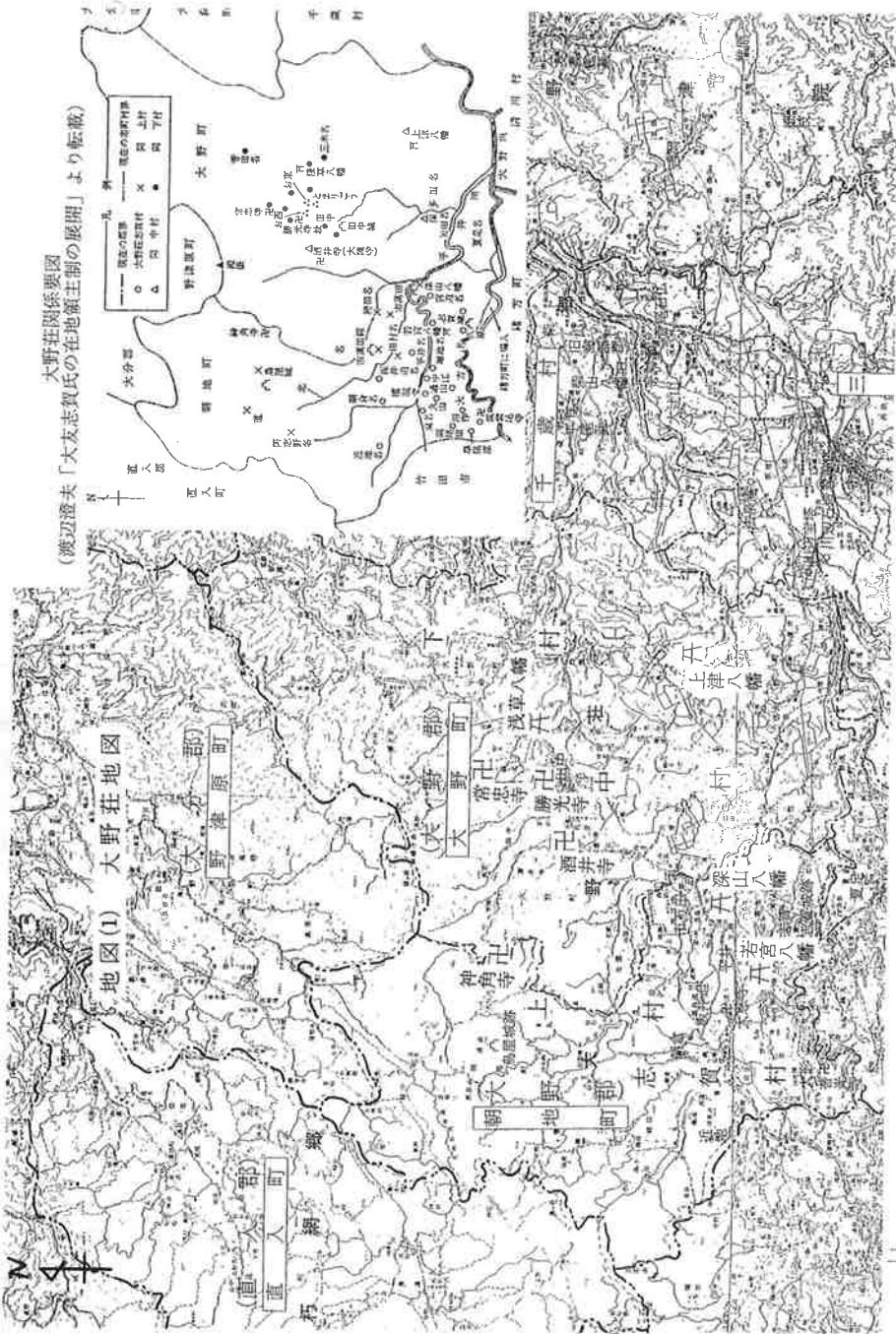
はじめに

豊後国大野荘に関する研究は、これまでかなりの蓄積があるが、領家職に関する問題や地頭志賀氏の領主制等の問題が主に取り扱われてきた。^[1] そうした中には、中野幡能氏は、豊後国大神氏の出自を通して、八幡宮の勅請の問題に触れられている。^[2] しかしその後、豊後大神氏の出自について、松岡実氏は中野氏とは異なる新しい見解を示された。^[3] 本稿では、この問題に直接立ち入るわけではないが、これらの見解を念頭に置きながら、僅かに残された史料から庄・村鎮守としての八幡社の考察を行い、大野氏や大友氏の宗教政策についても、若干触ることにしたい。

第一節 圓通寺領上村の成立

大野荘は、大野川の上流域、現在の大分県大野郡大野町・朝地町の二町にまたがる広大な領域を占める荘園である。弘安八年（一二八五）の豊後国図田帳（大田文）によると、領家は三聖寺で中村七六町、下村一〇〇町、上村五一町、志賀村七三町、計三〇〇町からなっている。^[4] その成立過程については、飯田久雄氏の見解がながらく定説化していたが、最近になって緒方英夫氏は飯田説を再検討され、以下のようない見解を示された。^[5] 大野荘は、藤原忠通の家司で豊後国司でもあった源季兼が、大野氏をして寄進させ、忠通家領として立庄させたものであり、その後忠通から九条兼実→宜秋門院→道家へと相伝され、道家は円

(説) 近藤夫「大友・吉賀の在地領主制の展開」より転載)



爾弁円に寄進し、弁円から三聖寺に寄進されて、三聖寺領として成立したとするものである。ここでは三聖寺領として成立後の領主権のごく小さな問題についてみてみよう。先ず次に史料を掲げよう。

寄進 圓通寺領 豊後国大野庄内上村鎮守深山八幡宮畠地事

合漆段陸拾歩者

右畠者、彼社之祝政信為往古神領之由、頻訴申之間、宮原畠地四段・切木麦地壹段・荒野貳段陸拾歩、任建久置文、重所寄進之状、如件、

建武元年七月十日

侍者(花押)

上村鎮守である深山八幡宮の祝政信の訴を受けて、宮原畠地四段・切木麦地一段、荒野二段六十歩を深山八幡に重ねて寄進(安堵)した文書である。從来この史料について特に触れた研究を寡聞にして知らないのであるが、この史料はいくつかの興味在る内容を含んでいる。

先ず「圓通寺領 豊後国大野庄内上村鎮守深山八幡宮」とある点である。深山八幡宮は上村鎮守であつた事、又「圓通寺領」は「上村」にかかると思われ、建武元年(一三三四)の時点では、上村は圓通寺領であつた事がわかる。これと関連する史料が、天理大学図書館所蔵三聖寺文書に残されている。⁽⁸⁾

〔瑞貴書圓通寺領目録〕

當寺領重書現存目録

合

一所 山城國深草内散在梶原田

(中略)

一所 豊後國大野庄内上村弁丹後國二ヶ保
伊与國山口庄吉田保

(中略)

立申 紛失状之事

(中略)

右彼所々、自往古為三聖寺開山塔圓通寺領、于今無相違地也、而享徳三年十二月四日夜回祿、彼御判物并調度証文等燒失畢、近隣無其隱上者、若捧彼証文等輩者、可被處盜之罪科者也、然者早任傍例、下賜御証判、備末代龜鏡、全寺領、彌致御祈禱之精誠者也、仍紛失狀如件、

長祿元年丁丑十一月八日

住持聖龍(カ)
(花押)

三聖寺令諸(花押)

東福寺元佐(花押)

常樂菴為學(花押)

正印菴祖默(花押)

天護菴令吳(花押)

宝渚菴一慶(花押)

享徳二年(一四五五)圓通寺が火災に遭い、判物・調度証文を消失したため、立てた紛失状で、圓通寺住持以下三聖寺・東福寺それに東福寺の塔頭(常樂菴・正印菴・宝渚菴等)の住持がそれぞれ花押を据えている。幸いにして火災を免れた「當寺領重書現存目録」の中に「三聖寺開山塔圓通寺領」として「豊後国大野庄内上村」が見えている。圓通寺は、正応四年(一二九一)に死去した三聖寺開山(東福寺第二世)である東山湛照を葬った場所に建てられた寺院であり、恐らく程なくして三聖寺領である大野庄の内上村がその維持用途料として寄せられたものであろう。そのはつきりした年代は不明であるが、永仁二年(一二九四)⁽¹⁰⁾のものと思われる綸旨案には「三聖寺領豊後国大野庄内志賀・上両村」とあるので、これ以降であろう。

第二節 深山八幡宮神領坪付境注文写について

次の問題点は深山八幡宮の祝政信がこれらの宮原・切木は往古神領たる由を頻りに圓通寺に訴えているわけであるが、それに対して圓通寺侍者は「建久置文に任せて、重ねて寄進する」とある点である。ここで深山八幡宮領の基準とされた「建久置文」とは一体どのような内容のものであろうか。上津八幡宮文書の中に、それらしき文書が残されている。次に全文を掲げよう。

〔包紙ウバ書〕
「深山宮神領并坪付境等之事、上津大宮司安基ヨリ深山宮祝職江下知書一通、建久二年ヨリ嘉永五年ヨリ六百六十二年〔マニ〕
〔大野〕〔華〕
八幡 豊後国大野庄鎮守 深山料田・神田等坪付境方至ノ置文注文事
ニナル」

右田地者、散在シテ名々内ニアリ
八幡 豊後国大野庄鎮守 深山料田・神田等坪付境方至ノ置文注文事

一所 中村 田口名 二月神事免

一町 田益 霜月神事免

一所 上村 一万田 多和後

七段小内
〔此内半領家〕
壹段御供田

貳段小流田 榛瀬前

壹段袴田前 二月神事免

一所 上村 田村名内

壹段小内
〔地頭一内〕
坂部東迫 三月三日神事免

一所 井尻 宮佐田名内

地保一円
三段

五月五日・九月九日神事免

一所 尾崎前堺田名内

貳段 増銀二円 八月彼^{所カ}拝放生会神事免

一所内 白地等之事

宮迫 半分領家、名越之神事免

一宮原 領家一円 七夕神事免

一鷹匠園 半分領家灯油免

一和田園 同前 祝居所

一春日 同前

一所切木六段半内 麦地貳段 野地四段半 神領

一惣堺大なきより森塚の東の中の尾をふるの屋しろのあとをかきり、まめを迫大道を水守園をかきり、北は神領
一惣之境ハ和田の前河をくたり河をかきり、もとの犬なきをさかう、

一神畠のはうし、宮原の馬場の上、星の木の前ニ炭うめて是有、

一国司米の外ニかてう米をめざるゝによて、社領を別ニ注ス、依仰置文注文、如件

建久貳年三月十一日

大宮司大神安基モヨヒ

在判

小野祝所

在判

深山八幡宮の料田・神田等の免田坪付及び神領の境について書き置いたものである。これらの免田以外に更に別に社領があるが、それらについては最後の箇条にあるように、別に坪付等を作成しているようである。又、深山八幡宮については「大野庄鎮守」とあるが前掲史料には「大野庄内上村鎮守」とあり、後述するようにその代替用途が上村役となつており、又この神領坪付に記載されている免田等が、一部中村に及ぶものの、深山八幡宮を中心としてほぼ上村に限定されている事等から、深山八幡宮は上村鎮守と考えて良いと思われる。庄鎮守としては、後述するように別に上津八幡宮が存在しており、深山八幡宮に庄鎮守の呼称が使われている理由については、後述することにしたい。

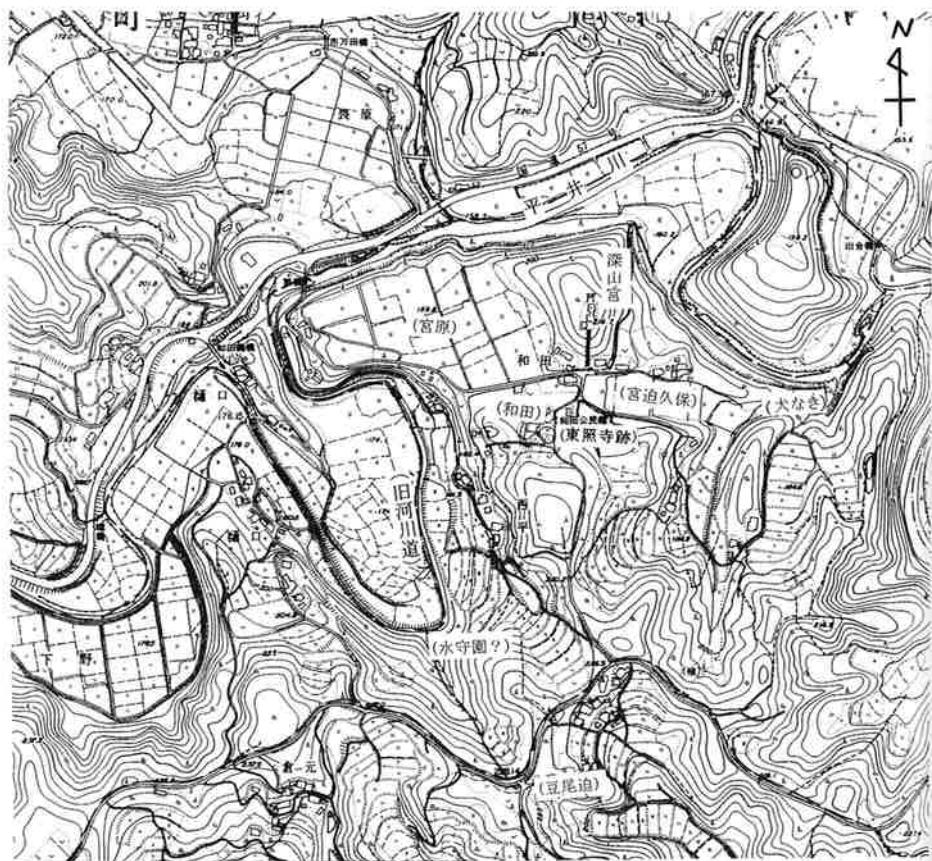
従来この史料について考察を加えた論考は見あたらないのであるが、それはこの史料が内容・形式上からみて、問題点が多く、特に建久二年(一一九一)の史料だと考えにくいかからであろう。それではこの史料は、全く検討に値しない偽文書なのであろうか。その事について考えるため、この史料の内容を特に地名について考えてみることにしよう。^[12]

最初に表れる中村の「田口名」についてみると、現在小字として「田口」「後田口」があるが、この場合の田口名は位置的に見て「後田口」の方が妥当性があるようと思われる。次に同じく中村の「田益」については、小字として「田舛」があり、「タマス」と呼んでいる。ここに該当すると見て間違いない。次に上村の内、「一万田」は大字名として現存しており、^[13]「椋瀬」は小字畏原に屋号を「ムクゼ」と称する家が現存している。又「袴田」は小字名として現存している。「田村」は大字池田の中に小字名として現存し、「坂部」は現在の「迫辺」に当たると思われる。次の「井尻」については大野町北園に小字としてのこされており、宮佐田名はこの付近一帯にあつたと思われる。「尾崎」は「袴田」の北東、現在の大野町大字桑原に小字として存在している。「宮迫」については、現在、深山八幡宮の正面鳥居の東側一帯の小字名を「宮迫久保」と呼んでおり、ここに相当するであろう。「宮原」については、地名としては現存しないが、終わりから二ヶ条目に「宮原の馬場の上」^[14]とある。現宮司の石川氏の屋敷が深山八幡宮の正面鳥居の西側にあり、この屋敷を馬場と呼んでいる。恐らく鳥居の西側台地

地図(2) 深山八幡宮神領現在地比定図(1)



地図(3) 深山八幡宮神領現在地比定図(2)



上の平坦地を「宮原」と呼んだものであろう。「宮原」「宮迫」の「宮」とは、深山八幡宮を指していると思われる。「鷹匠園」については不明であるが、「和田園」については、小字として現存しており、宮司屋敷を含んで、深山八幡宮の鳥居の正面及び西側一帯を「和田」と呼んでいる。「和田」は「祝居所」となっている。「春日」については不明であるが、「切木」は小字「桐木」に当たるであろう。⁽¹⁵⁾さて次の二ヶ条は堺について記したものである。先ず「犬なき」は「宮迫久保」の東端の平井川に面した地域を現在でもこう呼んでいる。⁽¹⁶⁾「まめを迫」は小字「豆尾迫」として現存している。「森塚の東の中の尾をふるの屋しろのあと」については不明であるが、恐らくは「犬なき」から「豆尾迫」に至る間に存在したものと思われる。

「大道」については、深山八幡宮と若宮八幡宮を結ぶ道が尾根づたいに現在も通っているが、或いはこの道かとも思われる。「水守園」についても不明であるが、次の箇条との関係から考えれば、平井川に面した所にあったと思われる。現在の平井川は、和田鶴橋の所を西から東に直進しているが、地図にも見えるように北から尾根が出ており、昭和四二・三年頃この尾根を切り開いて、国道五七号線と平井川を現在のように通したものである。それまでの平井川は、地図にも記したように、南に大きく湾曲して流れていた。⁽¹⁷⁾地形的について中世においても同様の流路をとっていたと思われ、この事からすれば、「水守園」の候補地としては平井川が南に大きく湾曲した最奥部の辺りが適当であろう。以上の「犬なき」から「水守園」を結ぶ境界線の北側は神領となり、一方北堺は、「和田」の前から「犬なき」までの平井川となっている。こうして深山八幡宮を取り囲むよう引かれた境界線の内側は、深山八幡宮の根本神領として存在していたものと思われる。

さて、以上のようにこの神領坪付の記載内容を検討してみた結果、ここに記載されている地名の多くを現在地に比定でき、この文書を全くの荒唐無稽の偽文書として、葬り去ることもできないよう思われる。前掲の圓通寺侍者田畠寄進状に見える「建久置文」が、この神領坪付境注文を指しているとすれば、建武元年にはこの文書は存在していたことになる。そして深山八幡宮祝政信は、この文書を根拠として莊園領主である圓通寺に宮原・切木が往古神領であることを訴え、その結果圓通寺から寄進(安堵)されたものと思われる。同じようなことは他にもみられる。

(A)

豊後国大野庄宮佐田名内田地参段・田村名内田地壹段小・以上四段小事、任舊規所令寄附深山八幡宮也、仍寄進状如件

貞和貳年五月九日カ

式部丞源朝臣大友氏泰御判

(B)

豊後国大野庄宮佐田

〔各内田地參カ〕

段井尻・田村名内田地

〔空段小已上カ〕

四段小事、任御寄進状并

〔社記カ〕

、自使節小田原四郎

左衛門入道・衛藤左衛門入道殿、被打渡候カ

間、所請取候如件

貞和二年五月

(C)

〔端裏書〕
田原佐衛門大夫請文

深山 八幡宮御寄進田村名内田地壹反小事

坂部東追
○任被仰旨、令打渡當作毛下地於祝政宣候畢、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

貞和四年九月廿六日

散位源則益 請文

深山祝散位

〔政信請文カ〕

(A)は大友氏泰が「舊規」に任せて宮佐田名内田地三段と田村名内田地一段小を深山八幡宮に寄進したものである。この寄進状に任せて、奉行人二名連署の施行状が使節に対し出されており、使節はそれを受けて深山八幡宮にこれらの所領を打ち渡したものと思われ、(B)はそれを受けて出された深山宮祝政信の請取状である。しかし、この内田村名壹段小については、すんなりとはいかなかつたようで、二年後再度使節による作毛・下地の打ち渡しの請文が出されている(C)。(B)の史料によると大友氏泰から深山八幡宮に寄進された宮佐田名内田地三段は井尻にあり、又(C)の史料によると田村名内田地一段小は「坂部東追」にあつたことがわかる。これらは前の神領坪付境注文と内容上一致しており、大友氏泰寄進状に云うところの

「舊規」とは神領坪付境注文とみて良いであろう。おそらくは深山八幡宮祝政信が建久二年の神領坪付境注文を証文として、これらの寄進を大友氏に働きかけた結果の寄進だと思われる。

以上のことから、建久二年の深山宮神領坪付境注文は建武元年以降は存在しており、深山八幡宮の神領の確保に一定の役割を果たしていたことは確実と思われる。ではこの文書をそのまま建久二年の文書として認める事ができるか、と言われば必ずしもそうは言えないよう思う。例えばこの注文の内容に「半分領家」とか「地頭一円」「領家一円」という記載が見られ、いわゆる下地中分の影響を見て取ることができる。⁽²²⁾ 下地中分については、志賀村の場合がよく知られている。志賀村北方の場合、詫摩祐秀と領家三聖寺の間で、正応二年(一二八九)三月十五日中分状が作られている。⁽²³⁾ 一方志賀村南方の場合、正応五年(一二九二)一二月二三日に志賀泰朝と預所の間で坪分中分が行われたが、その後も相論が続いた為、正和三年(一一三四)再度分け直しの一円中分が行われている。⁽²⁴⁾ 志賀村以外の中分については具体的なことはよくわからないが、三聖寺領文書物目録によると「大野庄三ヶ村下志賀、中、地頭和与中分状并閑東下知及年貢未進請文等、在小目録」とか「大野庄志賀、中、地頭和与中分状并地頭拏状及帳取目録等」とある事から、中・下の両村に於いても下地中分が行われていたことがわかる。ここに上村が見えないのは、下地中分が行われなかつたからではなく、圓通寺への寄進に伴い、上村に関する公驗・重書等も圓通寺へ移されていたからであろう。上村に於いて下地中分が行われていたことは、この深山宮神領坪付境注文案よりわかるが、「地頭一円」とか「領家一円」とあるのは中分が行われなかつた坪・屋敷であり、「半分領家」とあるのは、地頭と領家の間で坪分中分が行われた坪・屋敷である。志賀村における坪分中分は、田地一筆毎・在家一字毎に領家と地頭に中分されており、上村の場合も志賀村に準じて考えることができよう。又中分が行われた時期についても、一応志賀村に準じて考えておきたい。さて以上から、深山宮神領坪付境注文は、下地中分が行われたであろう一三世紀末から建武元年迄の間に作成され、深山八幡宮の神領の確保に一定の役割を果たしていたと思われるが、それではこの注文に記された内容は、深山宮祝政信によつてこの時始めて作り上げられた虚構であり、それまでは神領として全く実体のないものなのであろうか。言葉を換えて言えば、深

山宮祝政信は全く実体のない神領坪付境注文を偽造し、それを証拠書類として、莊園領主圓通寺や大友氏に訴えることによつて、神領を拡大することに成功したと言えるのであらうか。結論から言へば、恐らくそうではあるまい。ここに記載された坪付等は、かつて深山宮の神領であったものが、鎌倉時代の中期から後期にかけて徐々に在地諸勢力により、浸食されていったものがそのほとんどであり、母から祝職を譲り受けた政信が旧領を回復せんとする意図の許に作成したものであらう。次に造替に関する文書を掲げよう。⁽²⁶⁾

豊後国大野庄上村深山祝^(政信)正信申、當社造替用途事、請文披露之處、往古爲當村役之旨、令出常支証^(候方)、仍先日支配未進分、督責渡之、可被執進請取□御遷宮行(後欠)

「正信」は「政信」と同一人物と考えられ、従つてこの文書も鎌倉時代末期から南北朝期にかけての頃のものと考えられる。この文書から深山八幡宮の造替が「當村役」、恐らく上村役として行われたと思われ、上村鎮守としての深山八幡宮の一面が示されているが、同時にこの頃になると造替の為の費用を村民が未進し、支障が起きている事がわかる。恐らく鎌倉中期以降こうした傾向は一般的に見られ、それは神領についても同様であったと思われる。次にそうしたことと示す史料を掲げよう。⁽²⁷⁾

〔大野カ〕庄鎮守上村深山 八幡宮祝政信申、宮迫屋敷内□号開田
麻島事

□状者、當社祝屋敷宮迫畠地内也、而祖父弘業之□給多和之平四郎之妻女之間、出作之、弘業死去之刻、讓□職於女子^(政信)母堂畢、爰以彼畠号多和屋敷内、給主等□之間、母堂乍含鬱訴罷過畢、所詮、件畠爲宮迫内□^(無カ)異議上者、任先規、欲被付社家^(云々、取要)此條爲被召□、多和當給主清次郎度々雖被成書下、不存知、舊□称不及明申、不請取之云云、然者今年嘉^(三)四月五日、□檢見之處、号開田畠者、宮迫^(方)地頭最中之條顯然之間、□付社家也者、早神役以下、守先例、可令勤仕之狀、□知如件、

嘉曆三年五月六日

藤原貞高

(花押)



写真①

右側の杉の木立が深山八幡宮。左側の桜の木が東照寺跡、手前の田が宮迫久保である。

地図「3」からもわかるように和田と宮迫は隣接しており、深山八幡宮階段下の鳥居前の参道がその境界になつていて。この参道の両側、深山八幡宮とその神宮寺である東照寺の間に祝屋敷はあつたと思われる。以上のようにこの嘉曆三年（一二二八）の藤原貞高下知状は深山八幡宮神領坪付境注文と矛盾なく整合性を持つており、このことは深山八幡宮神領坪付境注文が嘉曆三年からそう遡らない時期に作られたことを示していると思われる。

この畠地以外にも恐らく神領のかなりの部分が鎌倉中期以降押領されたりして、不知行の状態にあつたものと思われる。これに対して、祝職を受け継いだ政信は、この宮迫屋敷内畠地をはじめとして、宮佐田名内田地・田村名内田地・宮原畠地・切木麦地荒野の返還を新しく莊園領主になつた圓通寺や大友氏に訴えて、実現しているが、それを認めた圓通寺や大友氏の文書には「任建久置文、重所寄進」とか「任舊規所令寄附」とあり、安堵ではなく寄

深山八幡宮祝政信が宮迫屋敷内の開田麻畠と号している畠地の返還を求めて訴え、それが認められている。これによるとこの畠地は、政信の祖父弘業の時「多和之平四郎」の妻女に宛行つたものであるが、その後弘業が死去し、祝職を政信の母に譲つた時、給主がこの畠地を「多和屋敷内」と号して押領した為、政信母堂は「鬱訴を含みながら罷り過ぎた」という。「多和」とは、建久二年の深山八幡宮神領坪付境注文によると、「一所 上村 一万田 多和後」とあり、一万田にあつたことがわかる。一方、返還要求の対象となつた畠は「号開田畠者、宮迫方 地頭 最中之條顯然」とあり、深山八幡宮神領坪付境注文には「宮迫半分領家」とある。宮迫は領家と地頭の間で坪分中分が行われており、今回対象となつたのはその内の「地頭方」である。この地は又「当社祝屋敷宮迫畠地内」とあるが、深山八幡宮神領坪付境注文には「和田園」が「祝居所」となつていて。

進の形態をとつてゐる事からも、これらがかなり長い期間にわたつて不知行の状態にあつたことが窺われる。

以上の事から判断すると、この注文に記載されている神領は、全くの虚構ではなく、鎌倉初期の深山八幡宮領の実体をある程度反映した物であると考えられる。恐らくこの注文のもとになるような史料が政信の手許にあり、それに、当時の状況をある程度反映させながらこの注文は作られたものであろう。そう考えた時、この注文に記載された神領が深山宮を中心とした地域に分布しており、一部中村に及ぶものの、ほぼ上村内に限定されているのも、上村鎮守としての深山宮にふさわしいものであろう。

次にこの神領坪付境注文写は、「大宮司大神安基」と「小野祝」が「深山祝」に宛てた事になつてゐる。「大宮司大神安基」とは、上津八幡宮大宮司大野泰基のことであり、「小野祝」とは浅草八幡宮を指してゐると考えられる。この部分が事実であるとすれば、この文書は大野泰基に関する貴重な史料という事になるが、仮にこの部分が虚構であつたとしたら、大野氏の名前をわざわざ書き入れるような事をしたであろうか。鎌倉時代後期、大友氏の力が豊後国内に深く浸透しつつあり、特に大野庄内は大友氏の勢力がいち早く及んだ地域であり⁽²⁸⁾、深山八幡宮祝政信としても、神領や神事等を復興・維持していくためには大友一族の力に何らかの形で依存せざるを得なかつた。先に見たとおり政信はこの神領坪付境注文を証文として宮佐田名と田村名内の田地の寄進を大友氏泰に働きかけており、そうした証文にわざわざかつて中原・大友氏に対して反乱を起こした大野泰基の名前を書き入れることはしなかつたであろう。にもかかわらず大野泰基がこの注文の発給人とされているのは、恐らく大友氏といえども否定しようのない歴史的事実として在つたからではあるまいか。そして又この事は、大野氏が莊鎮守である上津社及び村鎮守である深山・浅草等等の宗教組織を掌握していたことを示しておる、次に、これらの宗教組織についてみてみたい。

第三節 庄・村鎮守社と神角寺について

大野庄は上・中・下・志賀の四ヶ村からなり、各村の鎮守として上村に深山八幡宮、中村に上津八幡宮、下村に浅草八幡宮、志賀村に若宮八幡宮が鎮座している。⁽²⁴⁾ この内上津八幡宮については「大野庄鎮守 上津社」とあり⁽²⁵⁾、村鎮守であると共に庄の鎮守でもあった。又、深山・浅草・上津の三社に対する『豊後国志』の説明は次の通りである。

(深山八幡祠)

在大野郷和田村。以此祠及舊上津・浅草。称大野郷三宗祠。神龜中建祠。或曰天正中所創。未詳。建久以降

大友氏奉祭祀。修祠宇。寄祭田。其賜書歴世皆藏之。石華表庵永年立之

(舊上津八幡祠)

在大野郷片島村。社記或曰天長中。叡山金龜和尚剏由原祠之後。到此興一祠。称上津八幡。有長徳三年十二

月。三位大納言頼房命修五節神事之書。壽永二年緒方惟栄再修祠宇。其後大友氏。戸次氏世營修。且寄神田。其書歴世藏之。有石華表。刻曰。至徳三年十一月藤原親世

(浅草八幡祠) 在大野郷宮迫村浅草山上。祠之來由同上

深山・上津・浅草の三社を以て、「大野郷三宗祠と称す」とあり、中野幡能氏は上津八幡宮を中心とする三山様式をとつており、大宮司の司る上津八幡に対し浅草・深山に祝を置いて一社の形態をとつていたとされている。⁽²⁶⁾ 寛永一二年(一六三五)杉谷宗重の著した『大友興廢記』はこの三社について、比較的詳細に記している。それによると、「于時、菱形の峯を表示、大野三箇邑に配当して、大野三社八幡太神と鎮座し奉」り、その後この三社を深山・上津・浅草と号するようになり、「就中、上津を中尊と崇玉」「大野八幡は三神一神にして、大宮司職たり。祝以下の社人、皆三社一等に參勤稽首し奉るべきものなり。然るに、今末世に及び、三社各別の祭礼、白日に路に迷ふとは是なり。(中略)一宮祝職石河、假名字和田。二宮大宮司大野、假名字三代。三宮足立、假名字後藤。各是を三殿に配当して祠官と称し、今の世に三社別神と號すこと、錯を以て錯につくの謂なり」とある。又本地堂(神宮寺)について「大野八幡宮本地堂有酒山大護寺。六坊より毎年祭礼ごとに社参、仁王経を講読

せらる」とあり、大護寺(酒井寺)が大野八幡宮の本地堂(神宮寺)として、祭礼時に僧侶が仁王經を講説していた事が記されている。大友親秀の第八子良慶は、山僧として、酒井寺(大護寺)の院主となつており⁽³³⁾、又弘安十一年の豊後国岡田帳によると、良慶は「下村」内の二町二段を知行している。⁽³⁴⁾延応二年(一二四〇)の大野庄志賀村名々并上家分田畠在家等中分注文によると⁽³⁵⁾志賀村南方の用作田久木の内一町が酒井寺経免に宛てられており、一方志賀村北方は堀池名内の井尻一段が同じく料田に宛てられている。⁽³⁶⁾これらの事から大護寺(酒井寺)は鎌倉時代は天台系の寺院として、大野庄内において大きな勢力を有していたと思われる。現在は臨済宗妙心寺派の醍醐寺としてかつての中村に現存している。同じく『大友興廢記』によると、「大野三社別々の神宮寺あり。上村東照寺薬師、中村地藏福德寺地蔵、下村法要寺十一面觀音是なり」とあり、三社それぞれの神宮寺を持つていたことがわかる。東照寺は深山八幡宮の正面の現在の公民館がその跡であり、仏像や石塔がその名残をとどめている。⁽³⁷⁾福徳寺については別の箇所では寶福寺ともあり、寶福寺の名前で現存している。この『大友興廢記』の記事から、大野庄における八幡神の勧請には次の二段階を想定したい。先ず「菱形」の峯^ノ上津山に大野八幡宮が勧請され、本地堂(神宮寺)として大護寺(酒井寺)が建立された。そして大野八幡宮の別宮或いは若宮等として二箇所に配当されたものが、やがて村鎮守として自立性を強め、上村に深山八幡宮、下村に浅草八幡宮として成立した。これは恐らく中村から上村と下村が中世村落として分離・独立する過程に即応したものであろう。それにもなつて、大野八幡宮は上津八幡宮となり、庄鎮守とともに中村の村鎮守をも兼ねるようになり、三社それぞれに神宮寺が設けられた。各社はそれぞれ村鎮守として自立性を強めながらも、庄鎮守上津八幡宮の大宮司職の下に深山・浅草八幡宮に祝職が置かれて、大野三社八幡宮としての統一性をもつていた。⁽³⁸⁾前述したように深山八幡宮に対し、庄鎮守の呼称が使われているのは、こうした大野三社八幡としての、全体の統一性によるためである。さてこうした大野莊の鎮守社の成立を一方で主導し、上津八幡宮の大宮司職を握っていたのが大野氏である。特に、深山八幡宮神領坪付境注文を上津八幡宮大宮司大野泰基が深山祝に宛てている事からもわかるように、三社それぞれに料田・神田等の免田が与えられながらも、それらを掌握していたのは、祝ではなく上津八幡宮大宮司大野泰基であった。この事は、大野



地図(4) 上津八幡宮関係図

氏の庄・村鎮守社等大野荘祭祀機構の強固な支配のあり方を如実に示していよう。

次に、これら三社の立地形態についてみると、上津八幡宮と深山・浅草両八幡宮の間では、若干の相違が見られる。上津八幡宮は、現在上津山の西側の麓に祭られているが、これは昭和四二年村人の参拝の便のため山上から移されたものであり、上津山上には現在でも鳥居や石塔・石垣の類が散乱している。『豊後国志』は上津山について「在大野郷片島村。與代三五山相連。紫翠鬱蒼。上有祠」と記している。上津八幡宮のある上津山は、標高三七〇メートル程で、幅五一六〇メートルの峯が南北に連なる一角にあり、『大友興廢記』によれば参道は四方から続いていたが、寶福寺のある北の片島から続く尾根上の参道が主なもので、社の本殿は南を背にして、北に向かって立っていたと思われる。上津山は、村々から見れば結構見上げる程の高さがあり、麓の片島の集落とは標高差にして約一四〇メートル程の差がある。又大野荘の中心からはずれた南東の端に位置しており、庄鎮守としては必ずしも恵まれた立地条件にあるとは言えないようと思われる。但し、上津山も含まれる代三五山系は河川交通の大動脈である大野川を見おろす位置にあり、(39) 川向こうには豊後国衙から日向に通じる官道の駅が置かれ、又郡衙の存在も想定されるなど大野郡の政治・経済の中心地でもある三重郷⁽⁴⁰⁾や豊後大神氏の棟梁である緒方氏の本拠地が置かれた緒方荘を見渡すことができる。現代県道「百枝・大野線」が、大野町田中から片島を経て、上津山の山麓を巡り、向野の「辰の口」から大野川に架かる向野橋を渡つて、三重に至っている。『豊後国志』には「向野渡」が記されており、昭和一一年橋ができるまで船渡しがあった。向野橋の三重側の袂には大野泰基を祀る「三社大権現(西泉神社)」が鎮座している。(41) 神角寺・大護寺・上津神社・辰の口・三重は一直線上にならんでお



写真②

西の方角から見た上津山。山頂に上津八幡宮跡がある。

枝・大野線」が、大野町田中から片島を経て、上津山の山麓を巡り、向野の「辰の口」から大野川に架かる向野橋を渡つて、三重に至っている。『豊後国志』には「向野渡」が記されており、昭和一一年橋ができるまで船渡しがあった。向野橋の三重側の袂には大野泰基を祀る「三社大権現(西泉神社)」が鎮座している。(41) 神角寺・大護寺・上津神社・辰の口・三重は一直線上にならんでお



写真③
三重町の西泉から見た代三五山(中央の山)



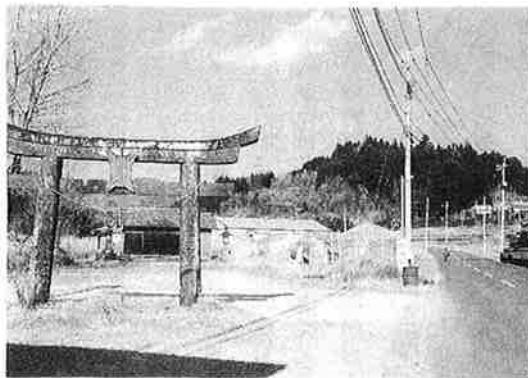
写真④
向野橋と橋の右に見える杉の木立が、三社大権現(西泉神社)

り、辰の口は神角寺や大護寺から見て、辰の方角(東南東)に位置している。これらの点からこの道路は、大野郷(莊)から大野郡衙や三重駅に行く交通路としてかなり古くから使用されており、「辰の口」は辰の方角の入り口に当たるところから付けられた地名であると考えられる。

とすれば、上津山は三重からの交通上の要衝にあたり、上津八幡宮が上津山上に勧請された要境注文にあるところの「まめを迫大道」とは、この尾根上の道と思われる。一方、浅草・深山八幡はともに集落との標高差は四五〇メートルほどであり、村の中のこんもりと盛り上がった小高い山の上にあり、上津八幡宮から見れば村人にとつてより身近な場所に位置している。

さて深山八幡宮についてみれば、平井川と一万田川の合流地点にあり、恐らくは両河川の交通上の要衝にあつたものと思われる。そしてこの深山八幡宮から尾根上の道を行つたところに若宮八幡宮が鎮座している。前掲の深山八幡宮神領坪付ここまで神幸が行われる御旅所であった可能性も考えられる。その後志賀地区の開発が進められ、上村から志賀村が分かれて、

中世村落として成立するにともない、若宮八幡宮も深山八幡宮から分離・独立したものと思われる。その結果、深山八幡宮は上村の鎮守でありながら、上村と中村・志賀村の境近くに位置し、上村の中心からはずれる事になつたものと思われる。『豊後国図帳』の大野荘の記載順が中村、下村、上村、志賀村の順になっているのも、こうした大野荘における開発・中世村落の成立過程を反映していると見ることもできるのであるまいか。



写真⑤

浅草八幡宮の鳥居と鳥居の向こうが御旅所。道路向うの杉の森が浅草八幡宮。



写真⑥

上津山麓の片島から見た神角山系。写真中央よりやや左よりに神角山がある。

く、標高七五〇メートルほどの高地に神角寺がある。この山稜は大分川と大野川の分水嶺にもなつており、古くから宗教的遺跡が多く存するところで、霊山には天台系の山岳寺院霊山寺があり、大神一族植田氏関係の寺院である。⁽⁴²⁾ 本宮山には式内社である西寒田神社の本宮が山頂に現在もあり、山 자체が信仰の山であつた。⁽⁴³⁾ 神角寺について『豊後国志』には次のように記載されている。

(神角山) 在大野郷鳥屋村。危峯疊翠。衆山聚秀。其最高曰聖寶嶽。次者曰如意峯。聖寶法師修求聞持法畢。瘳如意。故名。

又有觀國峯。尤壯觀處。山半吐泉。百尺如簾。

(神角寺) 在大野郷鳥屋村神角山上。欽明帝三十一年。新羅國僧某來。嘉靈嶽之秀。隱此山。巔有池。夜發異光。遂感得觀音大士金像。乃結宇奉安焉。後三百餘年。聖寶阿闍梨卓錫于此。大興寶殿堂宇。及子院三十六區。輪奐壯麗。儼如名藍。呼稱海西高野。其後頻罹兵燹。應安中。大友氏更建六坊。亦復荒廢今存東北二坊已。

又『豊鐘善鳴綠』の「聖寶」に関する説明の中には「貞觀初寶到豐後如意山寺号。厝心靈勝。修立伽藍。常登良嶽。行求聞持法。」と記されている。「聖寶」については、三論宗を主とする南都教学ならびに貞言密教を修め、醍醐寺を開き、貞觀寺

座主・東寺長者・東大寺東南院主等に任せられ、真言密教界の最高位を占める一方で、早くから吉野を中心として山林抖藪を統け、修驗道界では当山派の派祖・修驗道中興の祖として著名な人物である。聖寶が虚空藏求聞持法を修したことによく知られており、又貞觀の初め頃は吉野や四国等で山林修業している時に当たる。聖寶に関する事柄が単なる伝説にすぎないとしても、こうした伝説が生まれるような素地があったと思われ、神角寺は山岳修驗の靈場としてかなり知られた存在であったといえよう。現在の本堂は応安二年(一三六九)に再建されたもので、その内部には觀音菩薩像が安置され、又仁王門には鎌倉時代初期(一三世紀前半)の作とされる木造金剛力士立像二躯が安置されている。恐らくは修理の際のものと思われるが、体内に收められている鎌倉末期の木札によると、この金剛力士立像には大野庄の本家領家、志賀・戸次をはじめとする各村の地頭、地頭代官、預所・雜掌をはじめとする莊官と共に前述した大護寺(酒井寺)の院主である「助阿闍梨良慶」が結縁しており、神角寺の大野莊に於ける宗教的權威の高さ・重要性を窺うことができる。山僧である良慶が結縁しているところからすれば、当時は神角寺は天台宗であったと思われ、神角寺と大護寺(酒井寺)の密接な關係を知ることができる。既に指摘されているように神角寺は天台系或いは真言系の山岳寺院、修驗の靈場として、平安期から存在しており、また大野泰基が中原氏の入部に対し、神角山上に拠つて反乱を起こし、神角寺において自刃したと伝えられ、神角山上には大野泰基のものと伝えられる墓が存在す

る等、大野氏と関係の深い寺院であった。⁽⁴⁷⁾ 又神角山の南東麓に大護寺(酒井寺)があり、神角寺は上津八幡宮の本地堂(神宮寺)⁽⁴⁸⁾である宝福寺の奥院に当たるといわれており、前述した莊・村の鎮守社やその神宮寺とも深い関係にあった。

こうして大野氏は莊・村の鎮守である上津八幡宮をはじめ浅草・深山の両八幡宮とその神宮寺、そして神角寺を中心とする天台系山岳寺院等の大野莊の宗教的組織を掌握して莊民を精神的に呪縛しており、そうした大野氏の勢力の基盤は、神角寺から大護寺(酒井寺)そして上津八幡宮を結ぶ線上、つまり中村に存在したと考えられる⁽⁴⁹⁾。一方鎌倉初期、大野氏が滅亡して、大友氏が地頭として入部してくると、大友氏は大野莊支配の拠点を下村に据えている。「地頭之祈禱」「專修 將軍家御祈禱、殊可祈一門無為」と言う重要な役割を帯びており、いわば大野莊地頭にとって精神的拠り所でもあった泊寺を、新たに氏寺として下村に建立しており⁽⁵⁰⁾、又能直の墓堂であり、妻深妙の逆修の墓堂でもある勝光寺も下村に建立されている⁽⁵¹⁾。延応二年(一四〇〇)、尼深妙は大野莊地頭職を子息に分割配分しているが、この時も下村のみ分割されず、豊前能基に譲与する等下村を特別扱いしている。これは大野氏の影響力が未だ強く残る中村を避けた事によるものであろう。又大友氏は入部当初は、大友親秀の八子阿闍梨良慶を山僧として、酒井寺の院主に送り込む等、大野莊内に大きな勢力を有する天台宗に帰依している。しかし大野莊の領家職が九条家から円爾弁円・三聖寺へと寄進され、領家が禅宗化するに伴って、積極的に禅宗を取り入れている。泊寺・筑紫尾寺等を禅宗化し、志賀貞朝は氏寺として新たに禅宗寺院法寿寺を建立しており⁽⁵²⁾、又『大友興廢記』によると、神宮寺の内「寶福・法要の二刹は、大友御代に乾峰士彙和尚を請待して、禅刹となし給ふ」とある。大友氏が宗教政策の中心に禅宗を取り入れていったのは、天台・真言等の密教系寺院を中心とした大野氏の宗教的影響力を一掃する狙いもあったであろう。

一方莊・村の鎮守社も、鎌倉初期、それまでの有力な外護者である大野氏が滅亡して、大友氏が地頭として入部してくると、上津社大宮司大野泰基のもとに強固に縛り付けられていた各村の鎮守社も規制から解き放され、各社を取り巻く社会状況もかなり様相を異にしてくると考えられる。延応二年、尼深妙により子息等に分割譲与された際、上村は一万田氏と女子美濃局に

半分づつ分割して譲与され、志賀村も南北に中分され、北方を託磨氏が南方を志賀氏がそれぞれ譲与されている。延慶二年（一三〇九）の託磨貞重譲状には「鎮守若宮八幡宮大宮司職」とあり、若宮八幡宮大宮司職が託磨氏に握られている事がわかる。従つてその神領や造営・神事等も託磨氏によって保護されていた事が考えられる。これに対し深山八幡宮は少なくとも残された僅かな文書からはそうした地頭との関係を全く窺うことができない。各村に置かれた八幡社は、それぞれ鎌倉期以降分割譲与された各村の地頭との対応を余儀なくされ、それによつてそれぞれの歴史的過程を辿つていったと思われる。それにより各社はそれぞれの自立性を強めていったであろうが、上津八幡宮を中心とする関係は戦国期まで存続している。

むすびにかえて

はじめに、でも触れたように中野幡能氏は、宇佐系大神氏が十一世紀豊後南部に入部して豊後大神氏となり、それにともなつて宇佐から八幡神が勧請されたのが上津を中心とする浅草・深山等の大野荘の八幡宮であるとされる。⁽⁵⁴⁾ それに対し、松岡実氏は豊後大神氏は豊後介大神良臣の後裔であり、宇佐系大神氏とは異なるとする見解を示されて⁽⁵⁵⁾、現在の大方の見方となつている。とすれば「神社の伝播はもともと氏人と共に動く」とする考え方の基に立論された中野氏の大野荘の八幡神の勧請に関する考え方は、その前提が崩れることになり、再検討する必要が生じてきたといえよう。もとよりこの問題に関する一次史料は存在せず、従つて中野氏が行つたように状況証拠に拠るか、或いは後世の二次史料に拠るしかないのが現状であろう。ここでは『豊後国志』の記載に注目してみたい。舊上津八幡祠の記事については先に挙げているが、その神宮寺（本地堂）である寶福寺については「在大野郷片島村。天長中創山金龜和尚居焉。經年之久。亦既廢。建武中。廣智國師掛錫于此。興其廢。以為開山之祖」とある。『豊後国志』によると「金龜和尚」は由原八幡宮を創つた後、上津八幡宮を興し、寶福寺に居たとある。正應二年（一二八九）由原八幡宮大宮司経妙申状写によると⁽⁵⁶⁾、天長四年（八二七）宇佐宮に参詣した延暦寺聖人金龜和尚は、同七年八幡神の示現を蒙り、大菩薩の御初衣が大虚を翔けて、宇佐宮から賀来社に移り、由原八幡宮を創建したとある。いわゆる由

原八幡宮草創縁起の一部であるが、正応二年の段階で、既に金龜和尚の由原八幡宮の創建に関する説話が一般に流布していたことが知られる。上津社の金龜和尚草創の説話が何時頃から見られるのか、不明であるが、由原・上津社共に、金龜和尚草創説話が見られる点では共通しており、これらの点から、上津八幡宮は宇佐八幡宮ではなく、由原八幡宮から勧請されたものと理解しておきたい。唯その経路についてであるが、既に述べたように上津を中心とする莊・村の鎮守社とその神宮寺は神角寺と密接な関係にある。更に云えば北の靈山から神角に到る山稜は、靈山寺や神角寺等の天台系山岳仏教の栄えたところである。あえて非常に大雑把な推測・展望を述べれば、高崎山の南麓に出現した八幡信仰と天台系寺院の融合による由原八幡宮の信仰は、大分川を越えて、対岸の靈山から続くこの山稜に伝播し、山岳仏教を形成したが、これらの山岳仏教は、やがて麓の開発と集落の形成が進められるにつれて、麓の村々に降りていき、莊・村の鎮守社や神宮寺が創られていったものと思われるが、それらについては今後の課題としたい。

注

- (1) 大野莊の参考文献については渡辺澄夫編『豊後国大野莊史料』(一九七九年九月、吉川弘文館)や同氏編『豊後国莊園公領史料集成』七卷(上)(一九九二年八月、別府大学附属図書館発行)の解説に記載されているので、それ以降の主な物についてあげておく。緒方英夫「三聖寺領豊後國大野莊の成立と伝領に関する試論」(『大分県地方史』一五三号、一九九四年)、拙稿「鎌倉時代豊後国における地域的流通圈について」(『大分県立芸術文化短期大学研究紀要』三三巻、一九九五年)、同「志賀(近地)禅季と泊寺について」(『大分県立芸術文化短期大学研究紀要』三四巻、一九九六年)、同「豊後國大野莊における莊園制的所領構成」(『日本歴史』五八七号、一九九七年)、海老澤袁「棚田と水資源」(『月刊文化財』四〇〇号、一九九七年)。

- (2) 中野幡能「大友氏入国以前の大野莊と大神氏」(『大分県地方史』三八・四〇号合併号、一九六五年)

- (3) 松岡実「豊後大神氏の出自について」（『大分県地方史』七九号、一九七五年）、同氏「大神惟基の虚像と実像」（『大分県地方史』一一号、一九八三年）、同氏「炭焼小五郎と真名野長者」（『大分県地方史』一二一号、一九八六年）。
- (4) 渡辺澄夫編『豊後国莊園公領史料集成』七巻(上)(一九九二年八月、別府大学附属図書館発行、以下『莊・公』と略す)大野莊史料四五・四六号。
- (5) 「大野莊と三聖寺」（『大分県地方史』三八・四〇合併号、一九六五年）。
- (6) 注(1)緒方論文参照。
- (7) 『莊・公』大野莊史料一―四号。
- (8) 『莊・公』大野莊史料二三四号。
- (9) 白石虛月編『東福寺誌』(一九三〇年、思分閣出版)等参照。
- (10) 『莊・公』大野莊史料五三号。
- (11) 『莊・公』大野莊史料六号。
- (12) 地名調査を行うにあたっては『莊・公』に各莊園に含まれる地域の現行の大字・小字一覧が付録として付けられており、至便である。又朝地町・大野町の役場にて小字図をコピーさせていただいた。お世話になつた方々に厚くお礼を申し上げたい。
- (13) 畏原の首藤正男氏のお宅の屋号を「ムクゼ」と称している。朝地町館に在住の伊藤酉美氏や朝地町役場税務課の方々にご教示頂いた。
- (14) 深山八幡宮司石川氏のご教示による。
- (15) 國土地理院発行の二万五千分の一の地図では「桐木」の比定を間違えており、實際は同地図上で「大坪」と記されているところが「桐木」である。
- (16) 深山八幡宮宮司石川氏のご教示による。
- (17) 朝地町役場建設課の方々に教えて頂いた。

(18) 『莊・公』大野莊史料一五二号。

(19) 『莊・公』大野莊史料一五三号。

(20) 『莊・公』大野莊史料一六一号。

(21) 『莊・公』大野莊史料一五二号。

(22) 現存する神領坪付境注文は近世の写であり、下地中分に関する文言を後筆と考えれば、原文書は建久二年として良いのではないか、といふ意見を頂いた(九州史学研究会中世史部会)。しかし書止め文言に「依仰置文注文、如件」とあり、奉書形式をとっている等形式上からみて問題があり、私はやはり後述するように鎌倉末期、深山八幡宮祝政信によつて作られた物と考えておきたい。

(23) 『莊・公』大野莊史料七三号。

(24) 『莊・公』大野莊史料五一・五二・七三・七四・七六・七八・八〇号。猶、大野莊の下地中分については渡辺澄夫「大友志賀氏の在地領主制の展開」(同氏著『増訂豊後大友氏の研究』、第一法規出版、一九八二年)を参照。

(25) 『莊・公』大野莊史料一〇九号。

(26) 『莊・公』大野莊史料一五四号。

(27) 『莊・公』大野莊史料九六号。

(28) 前掲渡辺氏論文及び同氏「大友氏の下向土着と在地領主との対応関係」(同氏著『増訂豊後大友氏の研究』、第一法規出版、一九八二年)を参照。

(29) 大野泰基の反乱については渡辺氏の前掲「大友氏の下向土着と在地領主との対応関係」論文参照。

(30) 深山八幡宮については、既述した通りである。若宮八幡宮については延慶二年正月廿日詫磨貞重議状案に「豊後國大野庄志賀村板井迫・宮迫両名・上家分并鎮守若宮八幡宮大宮司職」(『莊・公』大野莊史料七〇号)とあり、若宮八幡宮が志賀村鎮守であることがわかる。浅草・上津の両八幡宮については、村鎮守としての徵証を欠いているが、深山・若宮八幡宮の例からみて、そう断定して間違いないと思われる。

猶、中野氏は「大野庄の鎮守は八幡宮であり、下村は浅草八幡、中村は上津八幡、上村は深山八幡、志賀村は若宮八幡となつてゐる。社記によると八幡宮の中心は上津八幡で浅草、深山は別宮になり、それは三社一神とされているので、八幡宮と若宮といふ事で大野庄鎮守が構成されている」とされているが(前掲論文)、村鎮守としての側面については触れられていない。氏の場合は、三社一体として庄鎮守である点を強調される。確かに上津八幡の大宮司の下に、深山・浅草に祝がおかれ、三社の統一性はあるが、同時に各社は村鎮守としての独自性を強めつゝあつた点にも注意する必要があろう。

(31) 『莊・公』大野莊史料一六九号。

(32) 中野氏前掲論文。

(33) 大友系図

(34) 大田文案では「貳町貳段」となつており、岡田帳案では「三町一段」とあって相違が見られる。(『莊・公』大野莊史料四五・四六号)。

「下村百町内」とあるが、岡田帳案は合計しても百町に満たない為、大田文案の数字が正しいと思われる。

(35) 『莊・公』大野莊史料三一号。

(36) 『莊・公』大野莊史料九三号。

(37) 深山八幡宮司石川氏のご教示による。

(38) 大友義鑑は大野莊両政所に対し、大野莊の神主は「如前々、属石川・三代之兩家、自余之社人者、可隨其下知」事を命じてゐる(『莊・

公』大野莊史料二八六号)。『大友興廢記』に見える如く、石川氏は深山八幡宮、三代氏は上津八幡宮の神主である。戦国期には石川氏が三代氏と肩を並べるまでに成長してきているが、大野莊の神社は両氏を頂点として一定の纏まりをもつていていたことが窺える。

(39) 河川交通に果たしていた大野川の機能については拙稿「鎌倉時代豊後国における地域的流通圈について」(『大分県立芸術文化短期大学研究紀要』三三巻、一九九五年)を参照。

(40) さしあたつて渡辺澄夫編『豊後國莊園公領史料集成』七巻(上)の解説を参照。

(41) 『大分県の地名』(平凡社、一九九五年)七七三頁西原村・向野村の項参照。

(42) さしあたつて飯沼賢司「豊後石仏造立の歴史的背景」(賀川光夫編『臼杵石仏』、吉川弘文館、一九九五年)を参照されたい。

(43) 現在でも、毎年山頂の本宮に宮司以下神官氏子の方々が、登拝し、本宮で神事が行われている。

(44) 取り敢えず大隅和雄『理源大師聖寶』(醍醐寺事務所、一九七六年)、佐伯有清『聖寶』(吉川弘文館、一九九一年)を参照。

(45) 大分県教育庁管理部文化課編『大分県の文化財』(大分県教育委員会、一九九一年)

(46) 『莊・公』大野莊史料六五号。

(47) 小泊立矢「旧仏教の動き」(大分県総務部総務課編『大分県史 中世篇I』、大分県発行、一九八二年)や渡辺澄夫「大友氏の下向土着と

在地領主の対応関係」(同氏著『増訂豊後大友氏の研究』、第一法規出版、一九八二年等)を参照。

(48) 賀川光夫監修『大分県大野町史』(大分県大野町史刊行会発行、一九八〇年)。

(49) 更に云えど、大野氏の居館の存在場所としては、神角山に山城や神角寺が存在したことからすれば、その南東の麓で大護寺(酒井寺)もある

る酒井寺川流域が最も有力であろう。恐らくはここが、大野氏の時代、大野郷(莊)の中心地域として発達したものと思われる。

(50) 拙稿「志賀(近地)禪季と泊寺について」(『大分県立芸術文化短期大学研究紀要』三四巻、一九九六年)を参照。猶、泊寺を大野氏の氏寺

とする考えもある(外山幹夫「大友氏と禪宗」、『九州史学』三二号、一九六五年。上田純一「豊後大友氏の禪宗受容について」、川添昭二編『九州中世史研究』第三輯、文献出版、一九八二年)。これは泊寺院主職を志賀禪季に譲った弘長二年の連署状の連署者の一人「基直」を大野氏に比定したためであるが、「基直」が大友一族であることは渡辺澄夫氏により指摘されている(注24論文及び「野津本大友系図の紹介」、『大分県地方史』一三四号、一九八九年)。

(51) 勝光寺及び大友氏の天台宗との関係については、上田純一前掲論文を参照。

(52) 『莊・公』大野莊史料一九号。

(53) 注(50)拙稿参照。

(54) 『莊・公』大野莊史料七〇号。

(55) 中野氏注(2)論文参照。

(56) 松岡氏注(3)論文参照。

(57) 正応二年三月大宮司平経妙申状写(『大分県史料』九巻所収柞原八幡宮文書四七号)。